

令和4年度

危険物安全週間実施要領



消防庁／都道府県／市町村／全国消防長会／一般財団法人全国危険物安全協会

このポスターは、危険物安全週間実施要領が制作しています。

危険物安全週間広報用ポスター（モデル：村川 春圭）

実施期間：6月5日（日）～ 6月11日（土）

八戸地域広域市町村圏事務組合 消防本部・消防署

令和4年度 危険物安全週間実施要領

1 目的

- (1) 危険物関係事業所における自主保安体制の確立を図る。
- (2) 地域住民も含め、広く危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進する。
- (3) 危険物にかかわる事故の発生を防止する。

2 実施期間 令和4年6月5日(日)から6月11日(土)までの7日間

3 推進標語 『一連の確かな所作で無災害』

4 実施機関

- (1) 消防本部及び各消防署・分署・分遣所
- (2) 青森県石油商業組合 八戸支部
- (3) " 三戸支部
- (4) 八戸地区石油コンビナート等特別防災区域協議会
- (5) 青森県トラック協会 三八支部
- (6) 危険物施設を有する大規模事業所

5 重点実施項目

次の事項を推進し、危険物施設の保安体制の整備促進を図る。

- (1) 危険物貯蔵・取扱い基準の遵守及び位置・構造・設備基準の維持管理
- (2) 型式承認の失効に伴う消火器の是正指導
- (3) 既設の地下貯蔵タンク（直接埋設の鋼製一重殻）に対する流出防止対策の推進
- (4) 給油取扱所におけるガソリンの詰替え販売時の本人確認等の徹底について
- (5) 危険物施設の風水害対策及び津波対策の推進
- (6) 「令和4年度 危険物等事故防止対策実施要領」(※)に基づく事故防止対策の推進

※ 総務省消防庁ホームページ参照

令和4年3月25日消防危第61号「危険物等に係る事故防止対策の推進について」

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/220325_kiho_61.pdf

6 実施する行事等

期 間	項 目	内 容	実施機関
期 間 中	看板の掲示	危険物関係事業所及び消防庁舎前へ看板を掲示する。	消防機関 危険物関係 事業所
	実施要領及びチラシの作成・配布	実施要領及びチラシ等を作成し、危険物関係事業所へ配布する。	
	消防訓練の実施	消防機関及び危険物関係事業所との合同消防訓練を実施し、有事即応体制を確立する。	
	研修会等の開催	危険物に係る事故の多くが人的要因に基づいていることから、研修会等を開催し、事業所における自主保安の推進を図る。	
	立入検査の実施	危険物施設に対する立入検査を実施する。 特に旧消火器交換対象施設を重点的に実施し、危険物施設の保安体制の整備促進を図る。	
	広報、啓発活動	報道機関を通じて広く住民に危険物に関する知識の普及、啓発を図る。	

毎年6月第2週は・・・

危険物安全週間

【令和4年6月5日（日）～ 令和4年6月11日（土）】

八戸消防 HP
リニューアル
しました！



容器詰替えでのガソリンの販売について

令和3年12月17日に大阪市北区で発生した建物火災は、ガソリンを使用し放火した火災であると推測されております。

同様の事案の発生を抑止するため、給油取扱所（ガソリンスタンド）においては、ガソリンを販売するため容器に詰め替え販売するときは、次の事項を確認してください。

・購入者の本人確認

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等の提示により、本人確認が必要です。

・使用目的の確認

「農業機械器具用の燃料」、「発電機用の燃料」等の具体的な内容を確認してください。

・販売記録の作成

販売日、顧客の氏名、住所及び本人確認の方法、使用目的、販売数量を記入し、1年を目安として保存してください。



消防庁 / 都道府県 / 市町村 / 全国消防長会 / 一般財団法人全国危険物安全協会



セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰め替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります！！

交換しましたか？旧規格はもう違反です！

適応火災が
文字表記



東日本大震災から11年… 地震・津波対策は行っていますか？

★青森県東方沖を震源にM7以上の地震が

今後**30年以内**に発生する確率は**30%以上**

★巨大地震発生時の八戸市での最大津波予想 **26.1m**

★津波浸水想定区域も**見直されました(R3.5.27)**。

今すぐチェック

青森県津波ハザードマップ

検索



今一度、ご確認を！！

- 非常時連絡手段の確保
- 緊急停止手順の確認
- 教育訓練の実施
- 設備・施設の耐震化
- 避難経路・場所の確認

